

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		2019年 7月 30日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京務烏丸通七条上ル常葉町真宗大谷派宗務所内		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人 真宗大谷学園 理事長 但馬 弘 電話 075-371-5521					
主たる業種	高等教育機関(大学)	細分類番号	8	1	6		
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成26年度から平成28年度の平均の排出量を基準に、平成31年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。 3786.4						
計画を推進するための体制	大学、中・高等学校、幼稚園各現場の責任者である学長・校長・園長のもと地球温暖化対策ならびに省エネルギーを押し進めると共に、教職員・学生への啓蒙を行う。						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,810.1 トン	3,872.9 トン	3,591.6 トン	トン	-2.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,696.5 トン	3,772.5 トン	3,491.2 トン	トン	-1.8 パーセント	
	実績に対する自己評価 大学においては、新教室棟の一部運用開始を踏まえ、新教室棟のLED照明設備導入及びクールビズ・ウォームビズの継続的な取り組みもあり、昨年度と同等の排出量となった。 中高においては、平成30年9月台風の影響により温水プールのある施設が被害を受けた。それにより温水プールが使用できなくなったことによる温室効果ガスの排出量の削減が認められた。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
		事業活動に伴う排出の量 (校舎等延床面積)	3.66	3.72	3.48		-1.64 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価 大学においては、全面運用を開始した新教室棟におけるLED照明設備導入等や、クールビズ・ウォームビズの継続的な取り組みにより、昨年度から排出量が減少した。 中高においては、生徒数が増加し教室等稼働率が高まったことにより排出量が増加した。						
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	64.0 パーセント	70.0 パーセント	88.0 パーセント	パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	大学では、照明設備を更新する。適正なエネルギー管理に努める。 中高では、①臨時LED照明への更新、②引き続きクールビズ、ウォームビズ、年2回の空調機フィルター清掃等の空調機器の効率化を行った。 幼稚園では、 unnecessaryな冷暖房および電灯を消すなど、機器の適正な運転管理に努めた					
	(30)年度	大学では、新教室棟の一部運用開始を踏まえ、LED照明設備の導入を行った。 中高では、①北館4教室のLED照明への更新、②引き続きクールビズ、ウォームビズ、年2回の空調機フィルター清掃等の空調機器の効率化を行った					
	(31)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	育児・介護・身体障がいなど特段の事情がない限り、教職員の自家用車通勤を認めていない。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	上記原則で年間運用ができています。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	大学においては、①環境省・京都府が実施する「ライトダウンキャンペーン」への参加 ②書類廃棄時の「焼却」から「溶解処分」への切替による廃棄物削減、リサイクル化によるCO2削減 ③学食の使用済み食用油をリサイクルしたバイオディーゼルの燃料でスクールバスを運行することで、廃棄物排出量及びCO2を削減(2018年度実績 廃棄物排出量:1.17トン、CO2:29.7トン) 中高においては、溶解処分、リサイクル化による温室効果ガスの削減を行った。						
特記事項	特に無し。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。